

自治基本条例の条文ごとの取組状況

条文	主な取組等	所管部
<p>前文</p> <p>私たちのまち小樽は、四季の豊かな自然と、海、山、坂の変化のある地形を有しています。また、市内には北海道開拓の玄関口として栄えた小樽港を中心に、小樽運河、旧国鉄手宮線及び北海道産業の近代化に貢献した多くの歴史的建造物があり、情緒あるまちなみを形成しています。</p> <p>小樽では、北海道の開拓期から先人たちによってまちの礎が築かれてきました。さらに、小樽運河をめぐる議論やまちなみを保全する取組など、市民を中心としたまちづくり活動が行われ、小樽を変える大きな力となりました。</p> <p>私たちは、こうしたまちづくりに対して努力された方々の、郷土に対する思いや誇りを大切に後世に伝えていかなくてはなりません。</p> <p>そしてこれから、誰もが安心して心豊かに暮らせる小樽をつくるためには、将来の世代に対する責任と自覚の下、私たち一人一人が世代を超えて、知恵を出し、お互いに支え合い、小樽への郷土愛を持ってまちづくりに取り組む必要があります。</p> <p>ここに私たちは、豊かで活力ある地域社会の実現を目指すため、市民自治の基本理念と基本原則を掲げ、小樽市自治基本条例を制定します。</p>	<p>※前文から第2章までは総則と基本原則であるため、具体的な取組は第3章以降に記載し、ここでは市民周知についてのみを記載しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページに策定状況について会議録等を情報提供 ・「広報おたる」に策定の経過等について掲載し情報提供 (H23年度～H25年度 7回特集ページ掲載 合計9.5ページ分) フォーラムの開催 H23年度 (参加者 47人) H24年度 (参加者 32名) ワークショップの開催 H23年度 2回開催 (参加者41名) 市民説明会の開催 H25年度 3回開催 (参加者52名) ・リーフレットを作成し、市関係機関で配布 ・「広報おたる」に条例の内容について掲載し情報提供 (H26年度 特集コラム 9回 合計4.5ページ) ・小樽商大大津ゼミの協力のもと、中学生～大学生を対象にリーフレットを作成 ・本庁舎内にて自治基本条例リーフレットの配布 	<p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p>

条文	主な取組等	所管部
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (目的) この条例は、市民、議会及び市(市長その他の執行機関をいいます。以下同じ。)が、互いの役割や責務を理解し合い、協働による小樽のまちづくりを進めるための基本となる事項を定め、豊かで活力ある地域社会の実現を図ることを目的とします。</p> <p>第2条 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。 (1) 市民 市内に住所を有する者並びに市内において働く者、学ぶ者、事業活動を行う者(以下「事業者」といいます。)及び活動する団体をいいます。 (2) 協働 市民、議会及び市が、それぞれの責務と役割を認識し、お互いを尊重しながら協力し行動することをいいます。 (3) コミュニティ 地域を単位とする町内会、ボランティア団体その他の市民が心豊かに暮らすために主体的かつ自立的に活動する組織又は団体をいいます。 (4) まちづくり 豊かで活力ある地域社会の実現のための公共的な活動をいいます。</p>		

条文	主な取組等	所管部
<p>第2章 まちづくりの基本原則</p> <p>第3条 (情報の共有の原則) 市民、議会及び市は、協働によるまちづくりを推進するため、情報を共有することを基本とします。</p> <p>第4条 (参加及び協働の原則) まちづくりは、市民の参加に基づいて進めることを基本とします。 2 市民、議会及び市は、それぞれがその役割に基づいて、協働してまちづくりを進めることを基本とします。</p>		
<p>第3章 情報の共有</p> <p>第5条 (情報の提供) 市は、市民と情報の共有を図るため、まちづくりに関する必要な情報が生じた際は速やかに、分かりやすく市民へ提供するよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・広報おたるの発行 (S25年度～) ・まち育てふれあいトークによる情報提供 (H20年度～) ・定例市長記者会見 ・テレビ放送での小樽市からのお知らせ (S59年度～) ・ラジオ放送での小樽市からのお知らせ (H8年度～) ・小樽市くらしのガイドの配布 ・小樽市公式HPの改修による充実 (H27年度～、R3年度～) ・SNSでの情報発信 (H28年度～) ・小樽市公式Instagramの開設 (R元年度～) ・小樽市公式LINEアカウントの開設 (R3年度～) ・ラジオ放送における新番組「明日へ向かってスクラムトライ！」の開始 (H30年度～) ・町内会加入促進等を目的として市のホームページに新たに町内会の項目を新設 	<p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>生活環境部</p>

条文	主な取組等	所管部
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1年に4回広報誌「絆」を発行し、市民への情報提供に努めている。 ・ 水道局広報誌「水おたる」の発行（H14～） 	病院局 水道局
第6条 （情報の公開） 議会及び市は、その保有する情報に関して、市民の知る権利を尊重し、別に条例で定めるところにより、情報を公開します。 2 議会及び市は、その保有する情報を適切に管理します。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報公開請求（H26-R3：請求1,089件・全部開示272件、一部開示771件、不開示23件、取下げ23件） ・ 年度ごとに文書分類表を作成 ・ 小樽市情報公開条例や診療記録開示取扱要綱に基づき情報を公開し、保有する情報を適切に管理する。 	総務部 総務部 病院局
第7条 （個人情報の保護） 議会及び市は、個人の権利利益の保護のため、別に条例で定めるところにより、個人情報の開示、訂正及び利用の停止等について必要な措置を講ずるとともに、その保有する個人情報を適切に取り扱います。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保有個人情報開示請求（H26-R3：請求65件・全部開示24件、一部開示33件、不開示8件） ・ 保有個人情報訂正請求（H26-R3：請求1件・不訂正1件） ・ 個人情報ファイル簿の作成 ・ マイナンバー制度の開始に伴い、「小樽市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する訓令」を制定し、庁内周知を行った（平成28年度）。 ・ 小樽市個人情報保護条例等に基づき、必要な措置を講ずるとともに、個人情報を適切に取り扱う。 ・ 個人情報の保護に関する院内ガイドラインや小樽市立病院個人情報保護方針等を新たに策定し、また、個人情報保護検討委員会を設置し、必要な措置を講ずるとともに、個人情報を適切に取り扱っている。 ・ 小樽市議会個人情報保護条例の制定（R5.4～） 	総務部 総務部 総務部 病院局 病院局 議会事務局

条文	主な取組等	所管部
第4章 参加及び協働		
<p>第8条 (市民参加の推進) 市は、市民が主体的かつ自主的にまちづくりに参加することができるよう市民参加のための仕組みの整備及び充実を図るよう努めます。 2 市は、まちづくりに関する政策の立案、実施及び評価の各段階において、市民の意見が反映されるよう努めます。 3 市は、市民参加の仕組みを整備するに際し、参加する市民の年齢構成、男女比等について配慮します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施（H30：8件、R1：12件、R2：16件、R3：20件） ・小樽まちづくりエントリー制度の導入（H28～） ・各年度4月1日現在の女性登用状況を調査し、市ホームページに掲載 ・審議会等の任期満了前に担当課長宛てに女性の登用促進を依頼 ・市長が直接地域に赴いて市民からの意見をうかがう「おたるWAKI・あい・あいトーク」を実施。第1回目はH28.11手宮地区連合町会、第2回目はH30.10.18浜小樽地区連合町会の住民を対象に開催 	<p>総務部 総務部 生活環境部 生活環境部 生活環境部</p>

条文	主な取組等	所管部
<p>第9条 (協働によるまちづくりの推進)</p> <p>市民、議会及び市は、この条例の目的を達成するため、互いの役割を認識し、支え合うことにより、協働によるまちづくりを推進します。</p> <p>2 市は、協働によるまちづくりの実効性を高めるため、市民に対して、まちづくりに関する情報の提供、参加する機会の提供その他の必要な支援に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各種計画策定時に市民説明会等を実施。 ・快適な環境づくり実践連絡会議（事務局 生活環境部生活安全課）事業 <ul style="list-style-type: none"> ・旧手宮線クリーンアップウォーキング JR北海道小樽駅と共催（参加者数 H30：104人、H31：83人、R2～4：コロナにより中止） ・フラワーストリート（浅草線の花植え事業）（参加者数 H30：72人、H31：79人、R2～3：コロナにより中止、R4：37人） ・ポイ捨て防止！街をきれいにし隊による清掃活動（参加者数 H30：585人、R1：570人、R2：中止、R3：中止、R4：295人） ・集団資源回収事業の実施 （参加団体数 H30：278団体、R1：273団体、R2：269団体、R3：263団体、R4：260団体） ・公園愛護会活動57公園41団体 	<p>各部</p> <p>生活環境部</p> <p>生活環境部</p> <p>生活環境部</p> <p>建設部</p>
<p>第10条 (コミュニティ)</p> <p>市民、議会及び市は、コミュニティがまちづくりにとって重要であることを認識し、守り育てるものとします。</p> <p>2 市は、コミュニティの主体性及び自立性並びに地域特性を尊重しながら、各コミュニティの情報交換のための体制整備、活動拠点の確保その他の必要な支援を行うよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・市助成金 <ul style="list-style-type: none"> ・小樽市総連合町会補助金（総連合町会及び149町会（R4）に対する補助金） ・町内会館等建設助成金（町内会館を新築、改修する際の一部補助） ・コミュニティ助成金（宝くじの社会貢献広報事業） <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ助成事業（市→後志総合振興局→北海道→一般財団法人自治総合センター） ・広報おたる及び市HPによる助成事業募集の周知（生活環境部及び企画政策室） 	<p>生活環境部</p> <p>生活環境部</p>

条文	主な取組等	所管部
	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽市ふるさとまちづくり協働事業(H21年度～) 市民が主体的に行う公益性の高いまちづくりに対し、30万円を上限に助成金を交付する制度 ・老人クラブ連合会・単位老人クラブの活動に対し補助金を支出。 ・認知症カフェの運営事業に対し補助金を交付。 ・小樽市私道整備助成金 私道の舗装工事等を行う団体に助成金を交付し、私道整備の促進を図る。 ・小樽市街路防犯灯助成 道路を照らすための街路防犯灯の設置者・維持者に対し、その工事・維持管理に要した費用の一部について助成金を交付し、夜間における治安の維持・交通の安全を図る。 ・街路防犯灯のLED化推進事業 既存街路防犯灯（水銀灯、白熱灯、蛍光灯）をLED灯に改良する費用の一部について助成金を交付。（H27～H29） 	<p>生活環境部</p> <p>福祉保険部</p> <p>福祉保険部</p> <p>建設部</p> <p>建設部</p> <p>建設部</p>
<p>第11条 （住民投票） 市長は、市政に関する重要な事案について、直接、住民（市内に住所を有する者(法人を除きます。)をいいます。）の意思を確認するため、その事案ごとに、必要な事項を規定した条例を別に定め、住民投票を実施することができます。 2 市は、住民投票の結果を尊重します。</p>	<p style="text-align: center;">< 実例なし ></p>	

条文	主な取組等	所管部
第5章 市民		
第12条 (市民の権利) 市民は、一人一人の自由意志に基づいて、まちづくりに参加することができます。 2 市民は、議会及び市が保有する情報について、知る権利を有します。	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や学校、職場等の花壇づくり ・各町内会、事業所、各小中学校等の地域清掃活動や河川等の清掃活動 ・町内会のサロン事業（高齢者等の地域住民交流の場づくり） ・ふるさとまちづくり協働事業の実施 ・老人クラブ連合会での友愛訪問活動。 	生活環境部 生活環境部 生活環境部 生活環境部 福祉保険部
第13条 (市民の責務) 市民は、まちづくりについて関心を持ち、それぞれの可能な範囲において、まちづくりに参加するよう努めます。 2 市民は、まちづくりへの参加に際して、自らの発言及び行動に責任を持ち、互いに協力するよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽健康づくりウォーキングサポーターの会（ボランティア、H24年度設立） ・杜のつどい、望洋ふれあいサロン ・小樽食生活改善推進協議会（ボランティア、昭和46年設立） ・小樽市の子ども読書活動の推進を図るため、図書館への寄贈本を活用し、リサイクルブックバザールを開催。売上から図書館に新刊児童書を購入し寄贈。 ・本との出会いを創る会（令和4年6月） ・「海の日」記念行事として、小樽船員OB会・全国海友婦人会小樽支部・全国海員組合北海道支部等による北浜岸壁・色内ふ頭周辺の清掃。 ・「小樽港臨港地区内における環境美化活動に関する覚書」に基づく、「臨港道路アンダーパスごみ収集及び小樽港縦貫線草刈り」のボランティア。 	保健所 保健所 保健所 教育部 教育部 産業港湾部 産業港湾部
第14条 (事業者の権利及び責務) 事業者は、前2条に規定する権利及び責務を有するとともに、自らも地域の一員として、地域社会との調和を図り、協働のまちづくりの推進に寄与するよう努めます。		

条文	主な取組等	所管部
<p>第6章 議会及び議員</p> <p>第15条 (議会の役割及び責務) 議会は、市政の意思決定機関として、法令に定める権限を行使するほか、市政の適正な運営について監視及びけん制を行います。 2 議会は、議会活動に関する情報を市民に分かりやすく提供し、開かれた議会運営に努めます。</p> <p>第16条 (議員の責務) 議員は、誠実に職務を遂行するとともに、小樽市の状況と地域の課題について市民とその認識を共有し、積極的に市民の様々な意向を把握することにより、これを議会での議論に反映させるよう努めます。 2 議員は、議会での議論及び政策立案活動の充実を図るため、調査研究に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・おたる市議会だよりの発行 (H12～) ・議会のインターネット中継の試行 (H20～) ・議会報告・意見交換会 (H20～) ・市民と語る会の実施 (H25～) ・市民と議員の懇談会の実施に向けた検討 (R元～) 	<p>議会事務局 議会事務局 議会事務局 議会事務局 議会事務局</p>
<p>第7章 市長及び職員</p> <p>第17条 (市長の役割及び責務) 市長は、選挙によって選ばれた小樽市の代表として、公正かつ誠実に市政を執行しなければなりません。 2 市長は、小樽市の状況や課題について、市民とその認識を共有し、指導力を発揮して、まちづくりに取り組みます。 3 市長は、市民の代表として、小樽及び後志地域の魅力を認識し、国内外に発信します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広報おたる」を活用した市長への手紙の実施 ・市HPを活用した市長公務の情報提供 ・町内会等、まちづくり団体との懇談 ・トップセールスの実施 (首都圏展示会、クルーズ客船誘致等) 	<p>総務部 総務部 総務部 総務部</p>

条文	主な取組等	所管部
<p>第18条 (職員の育成等)</p> <p>市長その他の任命権者は、まちづくりの推進及び効果的かつ効率的な行政運営のため、人材の育成並びに職員の能力の評価及び適切な配置に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国・道その他関係団体への職員派遣 ・「小樽市人材育成基本方針」を策定(H19年度) ・「小樽市職員倫理条例」(23年度制定)に基づいた「コンプライアンスハンドブック」の作成・配布(24年度) ・「小樽市人材育成基本方針」を改訂(H29年度作業、H30.4.1施行) ・人事評価制度実施(H28年度～) ・職員研修の充実(R3年度は基本・特別・派遣研修計51件実施、574名受講) ・自己啓発のためのeラーニング実施(26年度～) ・職員の人材育成を目的とした新たな職員提案制度を実施(R3年度～) ・人事評価結果の給与等への反映開始(管理職のみ、H31年度～) 	<p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p>
<p>第19条 (職員の責務)</p> <p>職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に職務を遂行します。</p> <p>2 職員は、職務の遂行に必要な知識の習得、技術の向上等の自己研さんに努めます。</p> <p>3 職員は、自らも市民としての自覚を持ち、幅広い視野で積極的にまちづくりに参加するよう努めます。</p> <p>4 職員は、市政に関する事実で、法令に違反し、市政に対する市民の信頼を損なう行為により、公共の利益に反する事実を確認した場合は、別に条例で定めるところにより、その事実を通報します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・職員として採用時、法令の遵守及び公正かつ誠実な職務の遂行について宣誓書に署名捺印 ・職員研修の履修のほか職場内研修の履修及び実施 ・おたる雪あかりの路などのイベント参加や市役所庁舎ガーデニングボランティアなどへの参加 	<p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p>

条文	主な取組等	所管部
第8章 行政運営		
<p>第20条 (総合的な計画)</p> <p>市は、将来的な展望に立って、市の施策の基本的な方向を総合的に示す計画(以下単に「総合的な計画」といいます。)を策定します。</p> <p>2 市は、総合的な計画の策定に際し、市民へ積極的に情報提供を行うとともに、市民の意見を反映するよう努めます。</p> <p>3 市は、市政に関する計画及び施策を定める場合は、総合的な計画との整合性を図ります。</p> <p>4 市は、総合的な計画の実施状況について、進行管理を行い、市民へ情報提供を行うとともに、社会状況に大きな変化があった場合は、必要に応じて総合的な計画の見直しについて検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な計画を策定するため、策定手続等について明らかにするとともに、よりわかりやすくするため新たに「小樽市総合的な計画の策定等に関する条例」を制定（H29年度） ・次期総合計画策定に向け、ワークショップ「小樽市民会議100」を開催（全5回延276人参加）（H29年度） ・次期総合計画の構造について機動的に見直しができるよう2階層とし、適切な進行管理を目指し行政評価と一体となった計画となるよう策定方針を立てた（H28年度） ・第7次総合計画を策定（R元年度） ・総合計画の進捗管理のための市民アンケート調査を隔年で実施（R元年度～） ・総合計画の進捗状況について、毎年度、議会への報告及びホームページでの公表を実施（R2年度～） ・「おたる子ども会議」を拡大し開催（市内12校の中学校から24人の生徒が参加） 	<p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p>
<p>第21条 (財政運営)</p> <p>市は、健全な財政運営を図るため、総合的な計画を踏まえながら中長期的な展望に立った予算編成に努めます。</p> <p>2 市は、所管する公有財産について把握し、適正に管理するとともに、効果的な活用に努めます。</p> <p>3 市は、財政の状況、予算及び決算の内容並びに公有財産の状況について、市民に分かりやすく情報を公表します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「予算」「決算」「財政状況」「新地方公会計制度による財務諸表」など小樽市の財政状況に関する情報をホームページや広報おたるにより公表。 ・平成28年度に「小樽市公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設等の管理等について中長期的な視点で基本的な方針を定めた。令和3年度に第1回改訂を行うなど、本市の公共施設等の現状を把握に努めるとともに、当該計画については、策定時に広報等により公表し、市のホームページで随時確認できるようにしている。 	<p>財政部</p> <p>財政部</p>

条文	主な取組等	所管部
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度に「小樽市公共施設長寿命化計画」を策定し、公共施設の整備等に関する方針及び実施時期などを定めた。当該計画については、市の広報及びホームページにより公表。 ・平成29年度に公有財産を含めた固定資産台帳(28年度分)を策定し、市のホームページにより公表。 	財政部 財政部
第22条 (行政評価) 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、行政評価に関する制度を整備し、実施するよう努めます。 2 市は、行政評価の結果を市民に分かりやすく公表するとともに、その結果及び市民の意見を踏まえ必要な施策の見直しに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成24年度から事業評価を実施（H24～H28で計314事業、うち56事業が見直し済） ・第7次総合計画の推進の一環として、基本計画に設定した指標の推移などから施策の効果や施策を構成する事業の妥当性を点検する行政評価を実施（R3及びR4年度） ・市民の視点に立った意見等を各施策に反映することを目的に、行政評価有識者会議（学識経験者1名、団体推薦4名、公募市民2名 計7名）を開催（R4年度） 	総務部 総務部 総務部
第23条 (組織運営) 市は、市民ニーズや社会の変化に柔軟に対応するため、市民に分かりやすく、効果的かつ機能的な組織の編成に努めます。 2 市は、効果的かつ効率的な行政運営のため、組織内の横断的な連携を積極的に進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・H16年度とH20年度に財政再建を目的に大規模な組織改革を実施 ・グループ制の導入（H16年度～） ・多様化する市民ニーズや社会情勢の変化に的確に対応できるよう、福祉部と医療保険部を廃止し、こども未来部と福祉保険部を新設するなど、大規模な組織改革を実施（R3年度） 	総務部 総務部 総務部

条文	主な取組等	所管部
<p>第24条 (委員の公募) 市は、審議会等を設置する場合は、公募による委員を加えるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・小樽まちづくりエントリー制度を導入し、従来の広報等による一般公募に加え、登録制度により市民参加の増に努めた（H29.11現在：登録者132名、委員就任41名） ・各種計画策定等に当たり審議会等を新設する際に市民公募委員枠を設けた。 	<p>総務部 各部</p>
<p>第25条 (説明責任) 市は、実施する施策について、市民へ十分に情報を提供し、分かりやすく説明します。 2 市は、市民からの意見、提案、要望、苦情等について、十分に調査及び検討を行い、誠実に対応します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・接遇やクレーム対応に関する研修の実施 ・接遇やクレーム対応に加え、「分かりやすい説明の仕方研修」の実施(H29年度) 	<p>総務部 総務部</p>
<p>第26条 (法務) 市は、必要に応じて、条例、規則等の制定又は改廃を適切に行うとともに、法令等の適正な解釈及び運用を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・例規審査委員会を設置している。（職員15名程度） ・行政係長及び係員が講師となる職員向けの「法制研修」を実施（出席者30人程度／年1回） ・例規管理システムの導入により、法令を適正に管理、運用している。（H29.1.1～） 	<p>総務部 総務部 総務部</p>

条文	主な取組等	所管部
<p>第27条 (関与団体) 市は、出資、補助、職員の派遣等の支援を行う団体及び指定管理者に対して、これらの者が行う市と関連する業務の目的が達成されるよう、必要な意見を述べ、及び助言することができるものとします。</p>	<p>○小樽市補助金等交付規則の施行による、適切な補助金等の交付及び管理（H27年度～）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小樽水族館公社に出資（S48年度～）取締役・オブザーバーとして参画 ・小樽観光振興公社に出資（S57年度～）市長が取締役会長・オブザーバーとして参画 ・小樽観光協会に職員派遣（H19年度～） ・出資団体、補助等交付団体、指定管理者に対して毎年事業実績の提出を求めている <p>他、必要に応じて助言等を行っている。</p>	<p>財政部 産業港湾部 産業港湾部 産業港湾部 各部</p>
<p>第28条 (行政手続) 市は、市民の権利利益の保護に資するため、処分、行政指導及び届出に関する手続について、共通する事項を別に条例で定めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益を保護することを目的とした「行政手続条例」を制定（H10.7.1施行） ・条例制定に伴い、事務手続のフローや審査基準等の設定要領などを定めた庁内マニュアルを整備（H13年度） ・条例改正に伴い、庁内マニュアルを整備（H29年度） ・行政手続システムを導入し、各部の処分に係る標準処理期間等を設定し、システムで管理（H30年度～） 	<p>総務部 総務部 総務部 総務部</p>
<p>第29条 (外部監査) 市は、適正で、効果的かつ効率的な行政運営を確保するため、監査委員による監査のほか、必要に応じて、外部監査を実施するものとします。</p>	<p>< 実例なし ></p>	

条文	主な取組等	所管部
<p>第30条 (公益通報制度)</p> <p>市は、別に条例で定めるところにより、職員からの公益通報及び市民からの公益目的通報による市政に関する違法行為又は違法のおそれのある行為等に対し厳正に対処すべき体制を整えるとともに、当該通報者が不利益を受けないよう必要な措置を講ずるものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「小樽市職員倫理条例」(23年度制定)に基づいた「コンプライアンス委員会」の設置(24年度～) ・平成18年4月1日施行の公益通報者保護法に基づき、通報体制を整備(要綱制定) ・毎年度「コンプライアンス委員会」を開催(H24-R3:通報21件、開催42回) 	<p>総務部</p> <p>総務部</p> <p>総務部</p>
<p>第9章 魅力あるまちづくり</p>		
<p>第31条</p> <p>市民、議会及び市は、小樽が将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市としてあり続けるよう努めます。</p> <p>2 市は、豊かな自然環境、歴史的景観等の小樽の特性を生かし、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。</p> <p>3 市民は、小樽の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人たちを温かく迎えるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・クルーズ客船の寄港推進のため、小樽港クルーズ推進協議会が中心となり、ふ頭で出迎え・見送りのほか、観光案内や物産販売等の実施。 ・日本遺産認定に向けた取組(H29年度～) ・日本遺産「北前船」追加認定(H30年度)、「炭鉄港」認定(R元年度) ・「北海道の「心臓」と呼ばれたまち・小樽」が日本遺産候補地域認定(R3年度) ・本市の今後10年間の観光施策の基本的施策の基本方針を定めるため、第二次小樽市観光基本計画を策定(H29.4) ・事業者等からの条例に基づく届出、申請に対して、協議等を行うことで、周辺の街並みに調和した建築物等や屋外広告物の誘導。 ・歴史的建造物の登録、指定 ・歴史的建造物の所有者に対して助成制度の活用意向調査を実施 ・歴史的建造物等の大切な観光資源は、ホームページ、パンフレット、説明板等で周知、PR ・ユネスコ協会補助金⇒各文化活動の開催 ・市民大学実行委員会補助金⇒生涯学習の機会を市民に提供 	<p>産業港湾部</p> <p>産業港湾部</p> <p>産業港湾部</p> <p>産業港湾部</p> <p>産業港湾部</p> <p>建設部</p> <p>建設部</p> <p>建設部</p> <p>建設部</p> <p>教育部</p> <p>教育部</p>

条文	主な取組等	所管部
第10章 安全で安心なまちづくり		
<p>第32条</p> <p>市は、市民が、それぞれの地域において安全で安心な生活が営めるよう、防犯活動、交通安全運動その他の安全で安心なまちをつくる取組(以下「安全で安心なまちづくり」といいます。)を推進するとともに、自然災害その他の不測の事態に備え、危機管理体制の整備を行います。</p> <p>2 市は、前項の規定に関して、地域住民、関係機関等と連携し、協力するとともに、市民意識の向上に努め、必要な情報提供を行います。</p> <p>3 市民は、安全で安心なまちづくりを推進するよう努めるとともに、日常的に災害に備える意識を高め、自ら防災対策を講ずるほか、互いに協力して地域の防災対策を進めるよう努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における協力に関する各種協定（H3年度～） ・小樽市防災会議の運営及び小樽市地域防災計画の策定（S40年度～） ・小樽市総合防災訓練の実施（S40年度～） ・緊急非常放送システム（市内で災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、市民に災害情報を提供するためのシステム）の運用開始（H8年度～） ・小樽市国民保護協議会の運営及び小樽市国民保護計画の策定（H18年度～） ・北海道の土砂災害警戒区域等指定に基づく土砂災害ハザードマップの作成（H18年度～） ・避難行動要支援者名簿の作成（H27年度～） ・北海道の津波浸水想定に基づく津波ハザードマップ・防災マップの作成（H29年度～） ・市内沿岸地域への防災行政無線（同報系）屋外拡声子局の整備（R元～R2年度） ・北海道の洪水浸水想定に基づく洪水ハザードマップの作成（R元～R2年度） ・「小樽市強靱化計画」（事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくりや産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱化を推進するための計画）の策定（R2年度～） ・災害時の情報発信力の強化のため、FMおたるの難聴地域解消を図る緊急非常放送システム中継局の整備（R2～3年度） ・「小樽市業務継続計画（BCP）」（大規模災害発生時、市庁舎・職員等が被災した際の災害対応等の業務を迅速かつ的確に行うため、優先すべき業務、首長不在時の代行順位及び職員の参集体制等をあらかじめ定めておく計画）の策定（R2～R3年度） ・避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）の策定（R4年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部

条文	主な取組等	所管部
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度末に「小樽港港湾BCP」（自然災害をはじめとする危機的事象発生時に小樽港の重要機能を最低限維持し早期復旧できるように定めた計画）を策定しました。 ・小樽市災害廃棄物処理計画の策定（R3年度～） ・空家特措法や第2次小樽市空家等対策計画に基づき、管理不全な空家等への対応を進め、安全で安心なまちづくりの推進に努めている。 (H27年度～) ・小樽市耐震改修促進計画の推進（H20年度～） 	<ul style="list-style-type: none"> 産業港湾部 生活環境部 建設部 建設部
第11章 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力		
<p>第33条</p> <p>（国、北海道及び他の自治体との連携及び協力）</p> <p>市は、まちづくりの課題解決のため、必要に応じて、国、北海道及び他の自治体と連携及び協力を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・北しりべし定住自立圏（平成21年度、北しりべし5町村と協定締結） ・札幌市手稲区・石狩市との三市区連携（H19年度～） ・小樽国道協議会（後志管内全20市町村で組織）の主宰 ・後志総合開発期成会（後志管内全20市町村で組織）への参加 ・北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会（昭和46年度）の主宰 ・北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会（昭和60年度）の主宰 ・災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定（北海道・北海道市長会・ ・泊発電所周辺的安全確認等に関する協定（北海道・島牧村・寿都町・黒松内町・蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町・倶知安町・積丹町・古平町・仁木町・余市町・赤井川村・北海道電力㈱、H25.1締結） ・小樽市・半田市・日南市災害時相互応援協定（3市、H25.3締結） ・災害時の応援に関する協定（北海道財務局・北海道・北海道市長会・北海道町村会、H26.3締結） ・さっぽろ連携中枢都市圏への参加（H31～） ・大規模災害時等の連携に関する協定（陸上自衛隊第1特科隊、積丹町・古平町・仁木町・余市町・赤井川村、H27.1締結） 	<ul style="list-style-type: none"> 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部 総務部

条文	主な取組等	所管部
	<ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時等における広域避難に関する協定書（古平町、H27.3締結） ・札幌市水道局との連携協力に関する基本協定を締結（H26年度）、同協定に基づき、災害時などに水道水を相互融通できる緊急時連絡管を整備（H29年度） ・北しりべし廃棄物処理広域連合（平成14年度～） 	総務部 水道局 生活環境部
第34条 （関係機関との連携及び協力） 市は、政策の立案、課題の解決及び特色あるまちづくりのため、必要に応じて、関係機関と連携及び協力を図り、その情報、知識等をまちづくりに生かすよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学との包括連携協定（小樽商大(H20)、科学大(H28)、職能大(H28)） ・企業との包括連携協定（14件） ・博物館と大学との連携協定（小樽商大H26、北海学園大H21） ・小樽商大・北海道大を中心に各種審議会等の委員を委嘱 	総務部 総務部 教育部 各部
第12章 条例の位置付け等		
第35条 （条例の位置付け） 市は、まちづくりの推進のため、条例、規則等の制定又は改廃並びにまちづくりに関する計画の策定及び施策の実施に際して、この条例を最大限尊重し、この条例との整合性を図ります。		

条文	主な取組等	所管部
<p>第36条 (条例の見直し)</p> <p>市は、この条例の施行の日から、5年を超えない期間ごとに、この条例が小樽のまちづくりに適しているかどうかを検討します。</p> <p>2 市は、前項の規定による検討により、必要に応じて、この条例を見直します。</p>		
<p>附 則</p> <p>この条例は、平成26年4月1日から施行します。</p>		